

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに**該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

山形県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ
山形市、鶴岡市、上山市、長井市(★)、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡朝日町

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ
松本市、飯田市(★)、上伊那郡宮田村

[上記以外]
長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに**該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

岐阜県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]
恵那市、下呂市

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

島根県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

江津市

[上記以外]

島根県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福岡県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]
大牟田市、久留米市

[上記以外]
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

佐賀県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](☆)介護のみ
鹿島市、杵藤地区広域市町村圏組合(鹿島市)(☆)

[上記以外]
佐賀県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

熊本県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

八代市、人吉市、上天草市、天草市、葦北芦北町、球磨郡錦町、球磨郡湯前町、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、玉名市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡和泉町、阿蘇郡小国町

[上記以外]

熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

大分県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

[上記以外]

大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

鹿児島県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ

伊佐市、鹿屋市、垂水市(★)、薩摩川内市(★)、いちき串木野市(★)、曾於郡大崎町

[上記以外]

鹿児島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。